

象牙の登録申請手続きについて

1. 申請をおこなう前に

【申請書を作成する前に確認いただくこと】

1. 申請する象牙が本物かどうかの確認
2. 合法的に取得した象牙であることの確認
3. 象牙の形状の確認

1-1. 象牙が本物かどうかの確認をしてください。

- ・ 登録申請をすることのできる象牙は本物のみです。
- ・ 偽物の象牙を登録した場合は、偽りその他不正の手段による登録として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存法（以下、「法」という）第 57 条の 2 に基づき、登録を受けた者が 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金、又はこれらの併科を科せられることがあります。
- ・ 象牙の本物かどうかは申請者が確認してください。
- ・ 本物かどうかの鑑定は、象牙専門店や印章店、博物館などに相談してみてください。登録のために鑑定書を作成する必要はありません。
- ・ まだ登録していない（登録票の無い）象牙の場合、「買い取るのでずかります」「まずは送ってください」と言われて応じると法律違反となります。預けた方、又は送付した方も、法第 12 条第 1 項違反として第 57 条の 2 に基づき、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又はこれらの併科を科せられることがありますので、ご注意ください。

1-2. 合法的に取得したものであることを確認してください。

- ・ 登録申請することのできる象牙は、法で規制される日（アジアゾウ：昭和 55(1980)年 11 月 4 日、アフリカゾウ：平成 2（1990）年 1 月 18 日）の前に国内で取得した、又は国内に輸入された象牙のみです。
- ・ その事実が確認できないものについては、登録ができません。もし、事実を偽って登録を行った場合には、法第 57 条の 2 に基づき、登録を受けた者が 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金、又はこれらの併科を科せられることがあります。また、登録を行わずに譲渡し等を行った場合には、譲り渡した方、受け取った方の双方に、法第 12 条第 1 項違反として第 57 条の 2 に基づき、5 年以下の懲役若しくは 500 万

円以下の罰金、又はこれらの併科を科せられることがありますので、ご注意ください。

1-3. 象牙の形状を確認してください。

- ・ 登録申請することのできる象牙は、全形を保持しているもののみです。
- ・ 全形を保持している象牙とは、ゆるやかに弧を描き、根本から先端にかけて先細るといった一般的に象牙の形と認識できるものです。具体的には以下のとおりです。
 - ① 先端部を含み、歯髄腔が確認できるもの
 - ② 先端部を含み、歯髄腔は確認できないものの、長さが20 cm以上のもの
 - ③ 象牙の一部が欠けている場合であっても、一般的な象牙の形を認識することができるもの
 - ④ 全形を保持している象牙に加工を施したもの（彫りの程度や、追加の部品の有無等の加工の程度にかかわらず、一般的な象牙の形又は象牙の形を含むと認識することができるもの）
- ・ 登録対象かどうか判断が難しい場合は、まずはお電話にてお問い合わせください。
- ・ 場合によっては登録申請前に写真を撮影し送付していただく場合があります。
- ・ 必要に応じて環境省とも協議のうえで判断をいたします。

2. 登録申請書及び必要書類について

ご用意いただく書類等は、下記のとおりです。

- ・ 書類の内容については、本申請をする前に自然環境研究センターの担当者が事前確認をさせていただきますので、申請書類を送付する前に、自然環境研究センターまで

電話でお問い合わせ ください。

電話番号 03-6659-6018

(自然環境研究センター 国際希少種管理事業部)

- ・ なお、事前連絡なしで書類を送付された場合は、通常より審査に時間がかかる場合がございます。また、書類の内容によっては返却させていただきます場合がございます。

2-1. 登録申請書

- ・ 記入方法は「登録申請書の記入例」を参照してください。

2-2. 申請する象牙の写真

「写真の撮影方法」を参照し、カラーで鮮明な写真を撮影してください。

2-3. 取得経緯の自己申告書

- ・ 申請書類上の「記述すべきこと」を参考に記載をお願いします。
- ・ 必要事項の記述内容が非常に重要です。可能な限り詳細に記述をお願いします。
- ・ 書ききれなかった場合は、書類の裏面に続けて記述してください。

2-4. 取得の経緯の裏付けとなる下記いずれかの書類

- ・ 登録申請個体等が規制適用前に日本に輸入された際の通関書類等規制適用日前に所有していたことを証する原則として公的機関の発行した書類
- ・ 購入当時の領収証
- ・ 「第三者の証言（本書類の有効期間は作成日から6か月間）」と「第三者の証言を裏付ける補強（全形牙の放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類）」

(年代測定の結果によっては登録できない場合もあります。)

2-5. 本人確認が出来る書類の写し

- ・ 自動車運転免許証、保険証、住民票等、公的機関が発行した申請者の本人確認ができる書類の写し（コピー）。
- ・ 法人の場合は登記簿本の写し。履歴事項全部証明書。